

質問状

2014年5月9日

新緑の候を迎え貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたび、弊社コラム「ものになるモノ、ならないモノ」(執筆担当：山崎潤一郎)において、携帯電話回線と固定回線を組合わせた、いわゆる「セット割引き」について取り上げる予定であります。そこで、下記に関して、御社のご回答及び、お考えをお聞かせ願えれば幸いに存じます。

なお、今回のコラムでは、「なぜドコモだけセット割りがないの」というユーザーの素朴な疑問に答えるという趣旨です。下記質問で取り上げた「電気通信事業法第30条」においては、「セット割引き」だけでなく、他にも様々な議論すべき論点があることは承知しておりますが、今回のコラムではテーマを「セット割引き」に絞らせていただきます。ご回答においても、その点をご留意くださいますようよろしくお願いいたします。

1) 御社は、総務省が平成24年4月27日に公開した『「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方」の策定』（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000053.html）のパブリックコメントにおいて、セット割引きについて次の様にコメントしています。

KDDI 殿は特定の固定通信事業者のサービスと自社の携帯電話サービスを排他的に組み合わせたセット割引の提供を開始したところですが、仮に当社が特定の固定通信事業者との連携により、同様の割引サービスを提供することが禁止行為規制に抵触する行為とするのであれば、KDDI 殿の利用者は当該サービスによる便益を享受できる一方、当社の利用者は当該サービスを受けることが出来ず、規制格差の存在により利用者間で不公平な状況が生じることとなります。

「同様の割引サービスを提供することが禁止行為規制に抵触する行為とするのであれば」と訴えておられますが、電気通信事業法30条の第3項の2)を読むと、第1種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が「特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること」を禁じており、「割引きサービス」の提供そのものは「禁止行為に抵触」しないように読み取れます。この理解は、正しいでしょうか？

2) もし1)の理解が正しい場合、御社も「割引きサービス」の提供は可能です。「禁止行為に抵触」しないにも関わらず「割引きサービス」を提供しないことが「利用者間で不公平な状況が生じる」ことを理解しながら、それを行わないことは、御社ユーザーに対し「不誠実な対応」とも受け取れます。なぜ「割引きサービス」を提供しないのかその理由をお教えてください。

以上です。ご多忙とは存じますが、執筆予定の都合もありますので、2014年5月16日までに、メールまたは、対面取材いずれかの方法でご回答を頂戴できますようよろしくお願いいたします。